特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構
就　業　規　則

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　この規則は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第８９条第１項の規定に基づき、特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構に勤務する者（以下「研究者等」という。）の就業に関する事項を定めることを目的とする。

第２章　　服　　務

第１節　　服務心得

（服務の基準）

第２条　研究者等は、特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構（以下 IRS という）の公共的使命を自覚し、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（禁止行為）

第３条　研究者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）IRS の信用を傷つけまたは利益を害すること。

（２）職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。

（３）職務上必要のある場合のほか、みだりに IRS の各称または自己の職名を使用すること。

（４）IRS の秩序または規律をみだすこと。

（許可事項）

第４条　研究者は、会長の許可を受けないで、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）IRS において研究者等の身分を保有する期間内に、新たな事業を営み、または新たに他の業務に携わること。

（２）業務に関して新聞、雑誌等に寄稿し、または出版し、または講演すること。

（３）業務以外の理由で IRS の事務所、研究施設または物品等を使用すること。

（届出事項）
第５条　研究者等は、氏名、住所、履歴および資格に関する事項その他人事処理上必要として指示された事項に変更が生じたときは、速やかに人事担当者に届け出なければならない。

第２節　勤務時間、休憩及び休日

（勤務時間、休憩及び休日）
第６条　勤務時間及び休憩時間は下記のとおりとする。
（１）勤務時間は、１週間については３７．５時間、１日については７．５時間とする。
（２）始業・終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

始業・終業時間	休憩時間
始業　午前９時３０分 終業　午後６時００分	正午から午後１時まで

但し、研究者については、専門業務型裁量労働制を適用（細則別紙）し、就業時間の配分は、個人の裁量にゆだねるものとする。
第７条　休日は、次のとおりとする。
（１）土曜日及び日曜日
（２）国民の祝日に関する法律に定める休日
（３）年末年始（１２月２９日～１月３日）
（４）夏季休暇は一律平日７日間とする。但し、取得期間を７月１日から９月30日までとする。

第３節　欠　　勤

第８条　研究者等が欠勤をする場合は、事前に申し出をし許可を受けなければならない。
（１）但し、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届け出なければならない。
（２）研究者等が傷病のため欠勤が６日を超えるときは、前項の届け出に医師

の診断書を添付しなければならない。
（３）研究者等がこの届出を怠ったときは、無断欠勤として取り扱う。

第４節　休　　暇

第９条　研究者等の休暇の種類は、次のとおりとする
（１）年次休暇
（２）特別休暇
（年次休暇）
第１０条　年次休暇は次のとおりとする。
（１）研究者等は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの間において 20 日の年次休暇を受けることができる。但し、任命された年において研究者等が受けることのできる年次休暇は、当該研究者等の任命月に応じて次のとおりとする。

任　命　月	４月	５月	６月	７月	８月	９月
休暇日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日

任　命　月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
休暇日数	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

（２）前項に規定する休暇の未使用分は、２０日を超えない範囲内で翌年度に限り繰り越すことができる。
（特別休暇）
第１１条　研究者等は、次表に掲げる場合には、第１０条に規定する年次休暇のほか、それぞれの場合に定める期間の特別休暇を受けることができる。

事　　由		休　暇　日　数
本人が結婚するとき		5日以内
子が結婚するとき		２日以内
本人が結婚するとき		1日以内
父母、配偶者及び子が死亡したとき	葬祭を主宰する者	７日以内
	その他の者	４日以内
祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母が死亡したとき	葬祭を主宰する者	４日以内
	その他の者	３日以内

第３章　報　酬

第１２条　研究者等の報酬は総て年棒制とし、別に定めるところにより支給する。

第４章　採　用

第１節　採　用

（採　用）

第１３条　研究者等は、会長が採用する。

（提出書類）

第１４条　新たに研究者等として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに人事担当者へ提出しなければならない。

（１）別に定める履歴書・身上書

（２）職歴のある者にあっては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

（３）その他人事管理上、必要な事項に関する書類

第２節　退職及び解雇

（希望退職）

第１５条　研究者等は、退職を希望するときは、会長に願い出なければならない。

（退職事由）

第１６条　研究者等が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

（１）退職を願い出て承認されたとき。
（２）研究期間または契約期間が終了したとき。
（解雇事由）
第１７条　研究者等が次の各号の一に該当するときは、解雇することがある。
（１）研究者等として著しく能力を欠くとき。
（２）無届欠勤が通算１５日以上になったとき。
（３）精神または身体に著しい障害があるために業務に耐えられないとき。
（４）やむを得ない業務上の都合があるとき。
（５）第２０条に定める懲戒解雇を受ける事由があるとき。

第５章　　安全及び衛生

（安　全）
第１８条　研究者等は、安全に関する規則を守り IRS の安全措置及び安全施設の整備に協力し、相互に協同して災害予防に努めなければならない。
（衛　生）
第１９条　研究者等は、健康保持のため衛生に関する規則を守り、保険衛生上必要と認められる措置について協力しなければならない。

第６章　　懲　　戒

（懲戒の事由）
第２０条　研究者等が次の各号の一に該当するときは情状に応じ、次条各号のいずれかによって懲戒する。
（１）正当な理由なく無断欠勤１５日以上に及ぶとき。
（２）故意または過失により IRS に損害を与えたとき。
（３）素行不良で IRS 内の秩序または風紀を乱したとき。
（４）その他本就業規則に違反する行為があったとき。
（懲戒の種類）
第２１条　懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。
（１）戒　　告　　始末書を提出させて将来を戒める。
（２）減　　給　　始末書を提出させて減給する。
（３）停　　職　　始末書を提出させるほか、９０日間を限度とし出勤を停

止し、その間の賃金は支給しない。

（４）懲戒解雇　　即時に解雇する。

（損害賠償）

第２２条　研究者等が故意または重大な過失により、IRS の財産に損害を及ぼしたときは、情状により、損害の全部または一部を賠償させることがある。

付　　則

１　この規程は、平成１４年８月１日から施行する。

２（１）　平成１９年３月７日一部変更